

告示

埼玉県告示第四百六十四号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

東秩父村	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
令和元年度	地籍図二十二枚	安戸四地区(大	令和四年四月	
令和二年度	地籍簿一冊	字安戸の一部)	二十七日	
令和三年度	地籍簿			